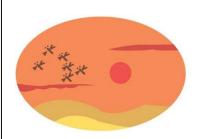
2020年11月号



## 社会保険労務士

# 川村事務所便り

連絡先: 〒260 - 0033

千葉市中央区春日 2-21-10-701

電 話:043-306-2856 FAX:043-306-2857

e - m a i 1 : hiro@kawamura-sr.com

# 準備は進めていますか? 来年1月1日より子の 看護休暇・介護休暇の時 間単位取得ができるよう になります

# 「子の看護休暇」制度と は?

育児介護休業法により、小 学校就学前の子を養育する 労働者は、事業主に申し出る ことにより、1年度において 5日(その養育する小学校就 学の始期に達するまでの子 が2人以上の場合にあって は、10日) を限度として、 子の看護休暇を取得するこ とができます。

なお、取得できる労働者と して、日々雇い入れられる労 働者が除かれるほか、一定の 労働者を労使協定で対象外 とすることができます。

# 「介護休暇」制度とは?

育児介護休業法により、要 介護状態にある対象家族の 介護や世話をする労働者は、 事業主に申し出ることによ り、1年度において5日(そ の介護、世話をする対象家族 が2人以上の場合にあって は、10日)を限度として、介 護休暇を取得することがで きます。

取得できる労働者の要件 は、子の看護休暇と同じで す。

#### 何が変わる?

子の看護休暇・介護休暇の 取得単位は、1日単位または 半日単位(1日の所定労働時 間の2分の1。労使協定によ り異なる時間数を半日と定 めた場合には、その半日)と されていますが、令和3年1 月1日より、1時間単位での 取得が可能となります。

また、1日の所定労働時間 が4時間以下の労働者には、 半日単位での取得をさせな くてもよいこととされてい ますが、令和3年1月1日よ り、1時間単位での取得がで きることとなります。

### 何が必要?

育児介護休業規程の見直 しが必要となります。さら に、子の看護休暇・介護休暇 の時間単位取得は、原則始業 時間もしくは終業時間に連 続するかたちで取得させれ ばよいこととされています が、厚生労働省では法を上回 る措置として、いわゆる「中

抜け」を認める制度とするこ とを求めています。規程の見 直しにあたっては、中抜けを 認めることとするかどうか の検討が必要です。

また、時間単位取得が困難 な業務がある場合は、労使協 定により、その業務に従事す る労働者を対象労働者から 除外することができるため、 該当する業務がある場合は、 労使協定の締結も必要とな ります。

# 国税庁が年末調整ソフト の提供を開始

# 年末調整の電子化に向け た取組み

企業と従業員双方の事務 処理の負担軽減を目的とし た年末調整手続きの電子化 に向けた取組みにより、令和 2年分の年末調整から、生命 保険料控除、地震保険料控除 および住宅借入金等特別控 除に係る控除証明書等につ いて、勤務先への電子データ による提出が可能になりま した。そして令和2年10月、 従業員が年末調整の書類を インターネット上で作成す るためのソフトウェア「年調

ソフト」の提供が開始されま した(国税庁ホームページか らダウンロード可能)。電子 化に対応している企業につ いては、従業員へこれを周知 し、電子化にともなって変更 となる手続き等を確認し、来 るべき年末調整に備えまし ょう。また、今年は対応しな かったという企業について も、従業員からの問合せが増 えることが考えられます。来 年以降の対応も含め、自社の 対応をあらためて確認して

# 電子化のメリットと注意

おきましょう。

電子化が進むと、従業員は 「マイナポータル」を利用し て簡単に申請書の作成がで きるようになり、控除証明書 等の紛失や計算ミスなどが 減ります。企業は、これまで 多くの労力をかけていた検 算・付け合わせ等の確認作業 が大幅に削減できるように なります。また、提出された 控除申告書は7年間保存す る必要があり、保管コストが 発生していましたが、電子デ ータでの保管が可能となる ためこれを削減できます。一 方で、情報漏洩を防ぐための セキュリティの強化や、自社 が使用する給与システムを 対応させる場合の改修費が

必要となる可能性もあり、注 意が必要です。なお、電子化 にあたっては、従業員に対す る周知や給与システム等の 改修のほかに、従業員から申 告書に記載すべき事項を電 子データにより提供を受け ることについて、あらかじめ 所轄税務署に承認申請書を 提出する必要があります。

【「年末調整手続の電子化に 向けた取組について(令和2 年分以降)」(国税庁)】 https://www.nta.go.jp/use rs/gensen/nenmatsu/nencho .htm

# 11 月の税務と労務の手続 期限[提出先・納付先]

#### 10 ⊟

源泉徴収税額・住民税特 別徴収税額の納付「郵便 局または銀行1 雇用保険被保険者資格取

得届の提出く前月以降に 採用した労働者がいる場 合 >

[公共職業安定所]

#### 16 日

所得税の予定納税額の減 額承認申請書(10月31日 の現況)の提出[税務署] 30 ⊟

個人事業税の納付 < 第 2 期分 > 「郵便局または銀

所得税の予定納税額の納 付<第2期分>「郵便局 または銀行1

健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

健康保険印紙受払等報告 書の提出「年金事務所] 労 働 保 険 印 紙 保 険 料 納 付・納付計器使用状況報 告書の提出「公共職業安 定所 1

外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者で ない場合) < 雇入れ・離職 の翌月末日 >

「公共職業安定所 ]

# 当事務所よりひと言